

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和6年1月26日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2300118号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2300027号

第1 結論

請求者のA社における平成29年9月30日及び令和元年9月30日の標準賞与額を15万円、令和2年9月30日の標準賞与額を30万円に訂正することが必要である。

平成29年9月30日、令和元年9月30日及び令和2年9月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年9月30日、令和元年9月30日及び令和2年9月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成29年9月30日
② 令和元年9月30日
③ 令和2年9月30日

請求期間の賞与記録が将来の年金額に反映しない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、将来の年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賞与一覧表によると、請求者は、同社から平成29年9月30日及び令和元年9月30日に15万円、令和2年9月30日に30万円の賞与の支払を受け、当該賞与の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、賞与一覧表により確認できる賞与支払額及び厚生年金保険料控除額から平成29年9月30日及び令和元年9月30日は15万円、令和2年9月30日は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和5年4月19日に提出(受付)し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、

当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 2300119 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 2300028 号

第1 結論

請求者のA社における平成 29 年 9 月 30 日及び令和元年 9 月 30 日の標準賞与額を 15 万円、令和 2 年 9 月 30 日の標準賞与額を 30 万円に訂正することが必要である。

平成 29 年 9 月 30 日、令和元年 9 月 30 日及び令和 2 年 9 月 30 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 29 年 9 月 30 日、令和元年 9 月 30 日及び令和 2 年 9 月 30 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 29 年 9 月 30 日
② 令和元年 9 月 30 日
③ 令和 2 年 9 月 30 日

請求期間の賞与記録が将来の年金額に反映しない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、将来の年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賞与一覧表によると、請求者は、同社から平成 29 年 9 月 30 日及び令和元年 9 月 30 日に 15 万円、令和 2 年 9 月 30 日に 30 万円の賞与の支払を受け、当該賞与の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、賞与一覧表により確認できる賞与支払額及び厚生年金保険料控除額から平成 29 年 9 月 30 日及び令和元年 9 月 30 日は 15 万円、令和 2 年 9 月 30 日は 30 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 5 年 4 月 19 日に提出（受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、

当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2300120号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2300029号

第1 結論

請求者のA社における令和元年9月30日の標準賞与額を15万円、令和2年9月30日の標準賞与額を30万円に訂正することが必要である。

令和元年9月30日及び令和2年9月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年9月30日及び令和2年9月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成3年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 令和元年9月30日
② 令和2年9月30日

請求期間の賞与記録が将来の年金額に反映しない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、将来の年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賞与一覧表によると、請求者は、同社から令和元年9月30日に15万円、令和2年9月30日に30万円の賞与の支払を受け、当該賞与の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、賞与一覧表により確認できる賞与支払額及び厚生年金保険料控除額から令和元年9月30日は15万円、令和2年9月30日は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和5年4月19日に提出(受付)し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 2300121 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 2300030 号

第1 結論

請求者のA社における平成29年9月30日の標準賞与額を15万円、令和元年9月30日の標準賞与額を13万円、令和2年9月30日の標準賞与額を20万8,000円に訂正することが必要である。

平成29年9月30日、令和元年9月30日及び令和2年9月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年9月30日、令和元年9月30日及び令和2年9月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成29年9月30日
② 令和元年9月30日
③ 令和2年9月30日

請求期間の賞与記録が将来の年金額に反映しない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっているので、将来の年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賞与一覧表によると、請求者は、同社から平成29年9月30日に15万円、令和元年9月30日に13万500円、令和2年9月30日に20万8,192円の賞与の支払を受け、当該賞与の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、賞与一覧表により確認できる賞与支払額及び厚生年金保険料控除額から平成29年9月30日は15万円、令和元年9月30日は13万円、令和2年9月30日は20万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和5年4月19日に提出

(受付) し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。